

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、公正で透明性の高い経営体制、すなわち株主を重視した経営に徹しなければならないと考え、取締役会の経営監視機能及び監査役会設置による監査機能の強化により経営陣が忠実に株主の負託に応えられるものと認識しております。その結果として、株主を始めとする数多くの利害関係者から厚い信頼を受け、経営の効率性と競争力が高まるものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則 1-2-2 株主総会における権利行使】

当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。また、招集通知に記載する情報は、招集通知発送より前にウェブサイトなどで電子的に公表していませんが、今後、発送前の公表についても検討してまいります。

【補充原則 1-2-4 議決権の電子行使及び招集通知の英訳等】

現在当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低い状況であります。今後、海外投資家の比率が一定程度以上となった時点で、議決権電子行使プラットフォームや招集通知の英訳を進めてまいります。

【原則1-5 いわゆる買収防衛策】

当社は、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることを経営の最重要課題と認識しており、現段階では買収防衛策の導入予定はありません。

【補充原則 3-1-2 情報開示の充実】

現在当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低い状況であります。今後、海外投資家の比率が一定程度以上となった時点で、決算説明資料や招集通知等の英訳を進めてまいります。

【補充原則 4-1-2 中期経営計画未達の原因、分析及び株主への説明、次期以降への反映について】

当社は、中期経営計画を開示していませんが、会社説明会資料等に長期ビジョンを掲げることで株主・投資家との共有認識を醸成できるよう努めております。当社は、経営環境の変化が激しい中で、迅速かつ柔軟に最適な経営判断を行うとともに、株主、投資家の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくための情報開示のあり方として、長期的な経営戦略、ビジョンを公表するとともに、事業単年度毎の業績等の見通しを公表することとしております。

また毎期初において、当該期の目標額を開示しており、その実現に向けて社員一丸となって取り組んでおります。目標額と一定の乖離が生じた際は、必要な開示を行っております。また、中期経営計画を開示する必要性も引き続き検討して参ります。

【原則 4-2 取締役会の役割・責務(2)】

当社は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行い、グループ行動規範を定めております。また取締役会において決議すべき提案について、それぞれの取締役が独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行い、決議された提案は、管掌取締役が監督・執行責任を担っております。尚、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを検討してまいりたいと考えております。

【補充原則 4-2-1 現金報酬と自社株報酬の適切な割合設定】

当社は、経営陣の報酬については、中長期的な業績と連動する報酬や、自社株報酬制度は導入していませんが、後は持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう検討してまいりたいと考えております。

【補充原則 4-4-1 監査役及び監査役会の役割・責務】

2名以上の独立社外取締役の必要性については十分認識しており、当社も候補者の検討を進めております。今後は、監査等委員会設置会社への移行の検討も含め当社にとって最適な機関設計と独立社外取締役の有効な活用について検討してまいります。

【原則 4-7 独立社外取締役の役割・責務】

2名以上の独立社外取締役の必要性については十分認識しており、当社も候補者の検討を進めております。今後は、監査等委員会設置会社への移行の検討も含め当社にとって最適な機関設計と独立社外取締役の有効な活用について検討してまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

2名以上の独立社外取締役の必要性については十分認識しており、当社も候補者の検討を進めております。今後は、監査等委員会設置会社への移行の検討も含め当社にとって最適な機関設計と独立社外取締役の有効な活用について検討してまいります。

【補充原則 4-8-1 独立社外取締役の有効な活用】

2名以上の独立社外取締役の必要性については十分認識しており、当社も候補者の検討を進めております。今後は、監査等委員会設置会社への移行の検討も含め当社にとって最適な機関設計と独立社外取締役の有効な活用について検討してまいります。

【補充原則 4-8-2 「筆頭独立社外取締役」の決定などによる経営陣等との連携】

2名以上の独立社外取締役の必要性については十分認識しており、当社も候補者の検討を進めております。今後は、監査等委員会設置会社への移行の検討も含め当社にとって最適な機関設計と独立社外取締役の有効な活用について検討してまいります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

2名以上の独立社外取締役の必要性については十分認識しており、当社も候補者の検討を進めております。今後は、監査等委員会設置会社への移行の検討も含め当社にとって最適な機関設計と独立社外取締役の有効な活用について検討してまいります。

【原則 4-10 任意の仕組みの活用】

当社は、監査役会設置会社を採用しております。今後は、監査等委員会設置会社への移行の検討も含め当社にとって最適な機関設計と独立社外取締役の有効な活用について検討してまいります。

【補充原則 4-10-1 重要事項に関する独立社外取締役の適切な関与・助言】

当社としては、以下の理由により独立社外取締役を主要な構成員とする任意の委員会を設置することはいたしておりません。取締役・監査役候補者の指名および執行役員を選任については、取締役会において候補者の実績・経験・能力等を総合的に勘案の上、決定しております。また、報酬の決定については、株主総会で決議された報酬総額の枠内において、取締役会において適切に決定されていることから、任意の諮問委員会等の設置は必要なく、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。

【補充原則4-11-3 取締役会の自己評価】

取締役会全体の実効性の分析・評価については、各取締役の自己評価も含め、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

当社グループは、取引先との関係維持・強化等、取引先金融機関との円滑かつ緊密な信頼関係を維持し、事業基盤の安定的化を図ることを目的に株式を保有しております。また当該会社株式を保有することが当社グループの企業価値向上、および中長期的な発展に資すると認められる

場合に、当該会社株式を保有することができる方針としております。また、その保有の意義を個別銘柄ごとに検討のうえ保有継続の是非を決め、定例の取締役会において報告を行います。また、保有する株式について、上述の保有目的に照らして、定期的に検証を行います。

2. 政策保有株式に係る議決権行使の基準
議決権行使については、保有目的、当該会社の経営・財務状況を勘案し、議案ごとの賛否を適切に判断します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規程において、取締役の利益相反取引及び競業取引に関しては、取締役会の承認を得ることを定めております。また、監査役監査基準においては、取締役の善管注意義務及び忠実義務等の法的義務の履行状況を監視、検証することを定めるとともに、競業取引及び利益相反取引については、取締役の義務に違反する事実がないかを監視、検証することとしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (1) 社是・理念、経営戦略を当社ウェブサイトにて開示しております。
- (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を当社ウェブサイト、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書にて開示しております。
- (3) 経営陣幹部の報酬等については、業績面、管理面等を総合的に勘案して人事評価手続に基づき決定しております。取締役の報酬につきましては、その任期を2年と定款に定め、それに伴って2年ごとに見直しを行っており、具体的な決定は代表者に一任することを取締役会で決議しております。代表者は、任期中の実績や経営への貢献度等を総合的に勘案して、取締役の報酬を決定しており、その総額につきましては、株主総会の決議の範囲内となっております。
- (4) 経営陣幹部・取締役候補については、経営陣・取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、遵法精神に富んでいること、経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていることを基準として、総合的に選任・指名しております。監査役候補については財務・会計に関する知見、当社事業に関する知識、企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に指名しております。
- (5) 取締役及び監査役候補者の経歴・選任理由については、今後、株主総会招集通知参考書類に記載していく予定です。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社の取締役会は、定款および法令に定めるもののほか、取締役会において決議する事項を取締役会規程において定めております。また、取締役会規程で定めた以外のものについては経営陣へ委任し、その内容を職務権限規程として定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模を考慮し、遵法精神に富んでいること、経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていることを基準として、総合的に選任しております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の上場会社の役員との兼任状況】

当社の一部の取締役は、他の会社の取締役、監査役を兼務しておりますが、兼務の主たるものは、グループ経営の一環として子会社の役員兼務で当社本体の業務を補完するものであり、本来の役割・責務に支障をきたすような兼務ではありません。なお、兼任については、兼任先の業務内容・業務負荷等を勘案し、取締役会決議により決定しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社では、取締役及び監査役が必要とされる知識等を習得するために、取締役会等多くの取締役及び監査役が参加しやすいタイミングで外部講師を招いた研修を行うほか、必要に応じ、外部セミナー等に参加しております。監査役については、ガバナンスの一翼を担うべく、日本監査役協会等が開催する講習会や勉強会に参加し、監査役として必要な知識の習得および監査役としての役割と責務の理解促進に努めています。その際の費用負担については会社にて負担しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、IR担当取締役を中心としたIRの決算説明会を開催し、マネジメント自らの言葉でアナリスト・機関投資家向けに現況、戦略を伝えているほか、証券会社・IR支援会社等が企画する個人投資家向け説明会に参加しております。また、名古屋証券取引所が主催する名証IRエキスポにも積極的に出展しております。また、ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ウェブサイトにて開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エム・エフ	500,670	23.84
向井 俊樹	281,430	13.40
向井 弘光	272,510	12.97
ICDAグループ社員持株会	155,268	7.39
向井 なよ子	83,970	3.99
株式会社百五銀行	63,000	3.00
株式会社三重銀行	42,000	2.00
向井 崇	40,000	1.90
向井 末安	29,540	1.40
滝本 理絵	27,000	1.28

支配株主(親会社を除く)の有無	向井 弘光 向井 俊樹
-----------------	-------------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主の取引については、一般的な取引と同様の基準で合理的に決定しており、重要性のある取引については取締役会等において、その取引の妥当性を検討し、少数株主に不利益を与えることのないようにしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査部門である内部監査室は、定期的な情報交換を行うことで連携し、効果的な監査を行うことに務めております。また、適宜、会計監査人と情報交換、意見交換を行うことで、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
山川明伸	他の会社の出身者														
伊藤保元	他の会社の出身者														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山川明伸		—	山川明伸氏は、株式会社百五銀行の常勤監査役を務め、長きにわたり金融業界に在籍していたことから、金融、財務及び会計に関して相当以上の知見があり、経営全般の監査と有効な助言を期待し、社外監査役として招聘したものであります。
			伊藤保元氏は、柳河精機株式会社の取締役を務めた企業経営者としての経験と知見があり、経営全般の監査と有効な助言を期待して、当社コーポレート・ガバナンスの強化のため、社外監査役として招聘したものであります。

伊藤保元	○		<p>また同氏は当社の社外監査役としてのこれまでの実績から、中立かつ公正な意見を述べるなど、経営監視機能の客観性、ならびに経営の健全性、透明性を確保するに相応であり、一般株主の皆さまとの間に利益相反の生じる恐れがない立場にあると判断したうえで、独立役員として指定しております。</p>
------	---	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	
現時点で、具体的なものはありません。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
役員報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
取締役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員の額については、取締役会にて定めております。	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役へのサポートは、常勤監査役から年間の取締役会開催日程、個々の取締役会の開催案内の提供を行っており、取締役会の資料については、管理部より事前に配布しております。また、監査役関連書類についても、常勤監査役から定期的に内容を報告しております。欠席社外監査役に対しては、開催後速やかに会議の内容を常勤監査役が報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、当社及び当社が経営管理する子会社の経営方針及び子会社の経営管理に関する重要な事項に関する意思決定、並びに当社及び子会社の業務執行の監督及び監査機関として全取締役6名及び監査役3名で構成しており、月1回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。

内部監査は代表取締役社長直轄部署の内部監査室3名により実施しております。内部監査室長を責任者とし、各事業年度開始に先立って内部監査計画書を立案し、代表取締役社長の承認を得て、計画に基づいて内部監査を実施しております。内部監査内容及び結果はすべて代表取締役社長に報告されるとともに、被監査部門に対して改善事項の指導を行い、被監査部門は改善状況を報告し、業務の改善を行うことで、実効性の高い内部監査を実施しております。これにより、不正取引の発生防止や業務の効率性改善等につとめ、会社の業績向上、違法経営を通じて会社の発展に寄与することを目的とした内部監査を実施しております。また、内部監査室と監査役および会計監査人と定期的に、意見交換と情報共有を目的に三様監査会を開催し、連携をとっております。

また、当社は監査役会設置会社であり、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名で構成しております。監査役は月1回の監査役会開催の他、臨時監査役会の開催、取締役会への出席、その他社内的重要な会議への出席、会社財産の調査及び業務の調査等を通じて取締役の業務を十分に監視できる体制となっており、不正行為又は法令もしくは定款に違反する事実の発生防止にも取り組んでおります。内部監査、監査役監査及び会計監査は適宜相互に情報収集、意見交換等の連携を図ることにより、監査機能を強化しております。

取締役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員の額については、取締役会にて定めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役を選任していません。当社は、経営の意思決定機能と取締役による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が機能する体制となっております。なお、社外取締役の必要性については十分認識しており、より健全な経営を実践するために選任の必要性を感じており、弁護士等の法律の専門家から適材と思われる人材の人選を検討しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に向けて努めてまいります。
その他	招集通知を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを策定し、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社・IR支援会社等が企画する個人投資家向け説明会に参加しております。また、名古屋証券取引所が主催する名証IRエキスポに出展しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算開示後と本決算開示後に、アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて決算短信、有価証券報告書、株主通信などを掲載しております。 当社ホームページURL: http://www.icda.jp	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部にIR担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社のコンプライアンス規程において、コンプライアンス規範を掲げており、企業倫理の向上・法令順守の確保に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、自動車販売関連事業及び自動車リサイクル事業をグローバルに展開するにあたり、自動車の販売・サポートにおいて部門や企業の壁を超えた企業間連携を効率的に行うことで、最終顧客であるお客様の期待の変化に対して本質を深く理解し、商品やサービスの付加価値を最大化してゆくバリューチェーンクロス・ミックスビジネスの強化を推進しております。また、自動車の販売・サポートのみならず、環境への配慮や資源のリサイクルなど様々な取り組みを推進しながら、その社会的責任を積極的に果たす努力を続けております。今後も循環型社会のキーワードである3R、Reduce(発生抑制) Reuse(再利用) Recycle(再資源化)をテーマに掲げ、地球環境保護に貢献していきたいと考えております。このような考えから当社グループは「自動車に関する国際的流通複合企業体」(International Conglomerate of Distribution for Automobile)として、「車社会を通じオンライン・ワンバリューチェーンクロス・ミックスビジネスの革新を実現し、CS・ES・CSRのベスト経営」を実行する企業グループでありたいと考えております。 CS(お客様に次回も選んでいただける会社を目指す。) ES(社員一人一人の志事(仕事)が楽しくても、日々楽しく、夢のある会社づくりに全員参画経営の実現。) CSR(適正利益経営のもとでの社会貢献を果たす。)
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、ディスクロージャーポリシーの基本方針として、金融商品取引法の諸法令および東京証券取引所の定める有価証券上場規程の「会社情報の適時開示等」(以下、「適時開示規則」といいます)に従って、透明性、公平性、継続性を基本とした迅速な情報開示を行っております。また諸法令や適時開示規則に該当しない場合でも、株主や投資家の皆様に当社を理解いただくために重要あるいは有益であると判断した情報につきましては、積極的かつ公平に開示することを基本方針としております。
その他	株主総会終了後、株主の皆さまに世界の鈴鹿のコースを楽しんでいただきたいの思いから、鈴鹿サーキット「国際レーシングコース」のフルコース約5.8kmを貸切り、株主の皆様がマイカーで走行できる鈴鹿サーキットマイカーランを開催しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り、子会社を含む企業集団全体の内部統制システムを整備しています。

- 1 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を毎月1回開催し、また別途必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
 - (2) 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督・管理を行っております。
 - (3) 取締役会規程において、重要な財産の処分および譲受、多額の借入れおよび債務保証などの業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定しております。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 株主総会、取締役会等の議事録を、法令および規程に従い作成し、適切に保存・管理しております。
 - (2) 経営および業務執行に係る重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理しております。
- 3 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社および当社グループ会社の損失の危険(リスク)については、「リスク管理規程」および「経営危機管理規程」に基づく対応によって、リスクの発生に関する未然防止や危機拡大の防止に努めております。
 - (2) 当社および当社グループ会社は、法律事務所と顧問契約を結び、重要な法律問題について適宜アドバイスを受け、法的リスクの軽減に努めております。
- 4 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報を各取締役へ提供しております。
 - (2) 業績管理に資する財務データについては、ITシステム等により適時・適切に提供しております。
- 5 当社および当社グループ会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 企業理念に関する方針・行動規程を定め、冊子を作成し、全従業員に配布するとともに、法令と社会規範遵守について教育・啓蒙・監査活動を実施し、その周知徹底と遵守に努めております。
 - (2) 従業員の職務権限の行使は、業務職務分掌規程、稟議規程等に基づき適正かつ効率的に行っております。
 - (3) 内部監査部門である内部監査室が、各拠点、各部署における業務執行が法令・定款および社内規程等に適合しているか否かの監査を実施しております。
 - (4) コンプライアンスに違反する行為を認めた場合、もしくは自らが巻き込まれる恐れがあった場合の内部通報窓口として監査役ホットライン等を設置し、コンプライアンス違反等またはその恐れのある事実の早期発見、対応に努めております。
 - (5) 監査役ホットライン等へ報告したものが当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益をも課してはならないと内部通報規程において規定し、その旨を周知徹底しております。
- 6 当該株式会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社グループでは持株会社制を採用しており、当社の取締役が、取締役会を通してグループ全体の重要事項を決定および事業会社を含む主たる子会社の業務執行の監督を行っております。
 - (2) 当社社長は事業会社社長から、毎月業務執行状況や重要な経営課題などについて報告を受け、対応方針や対応状況を確認し、また適切に支持しております。
 - (3) 内部監査部門である内部監査室が、グループ内の事業会社である子会社の内部監査を実施しております。
- 7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する指示の関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
 - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、必要に応じて使用人を配置し使用人に対し指揮命令できる体制となっております。
 - (2) 使用人を配置した場合のその使用人の異動、人事考課等については、その使用人の独立性を確保するため、監査役の事前の同意を得ることといたします。
- 8 当社および当社グループ会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役は取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人にその説明を求めることができる体制となっております。
 - (2) 取締役は、取締役会において担当する業務執行の状況等を定期的に報告する体制となっております。
 - (3) 監査役および使用人は、取締役の職務執行に関して重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する体制となっております。
- 9 監査役がその職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも取締役および使用人に報告を求める体制となっており、また監査役が、取締役および使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査室等とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制となっております。
 - (1) 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも取締役および使用人に報告を求める体制となっております。
 - (2) 監査役が、取締役および使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査室等とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制となっております。
 - (3) 監査役がその職務について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する体制となっております。
- 10 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社および当社グループ会社は、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法第24条の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社グループでは、上記の内部統制システムに関する基本的な考え方に基づき、以下の通り反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を定めるとともに、体制の整備を図っております。企業倫理に関する基本的方針として、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するために、対応部署として総務課を中心に、財団法人暴力追放三重県センターに入会し、警察等を含む外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集などを行い、弁護士とすみやかに連携を取り、業務の妨害が生じないように努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示に係る社内体制

当社では、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけております。また、株主等が当社発行有価証券の投資に際し、重要または有用であると判断される情報について、金融商品取引法その他法令及び貴証券取引所の適時開示規則等を遵守することが重要であると考えております。収集された情報は、逐次、情報開示取扱責任者に集められ、所要の検討・手続きを得たうえで公表すべき情報は、適時に公表することとしております。